

柏市民間老人福祉施設職員設置費補助金交付要綱

制定 平成20年 4月30日

施行 平成20年 4月30日

(目的等)

- 第1条 この要綱は、柏市内に養護老人ホーム又は軽費老人ホームを設置し、及び経営する社会福祉法（昭和22年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）に対して、柏市民間老人福祉施設職員設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、入所者の処遇の向上を図り、もって老人の福祉の向上に資することを目的とする。
- 2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 養護老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号）

第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。

(2) 軽費老人ホーム 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。

(3) 生活指導員等 次に掲げる者をいう。

ア 養護老人ホームに勤務する職員のうち、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「養護老人ホーム運営基準」という。）に規定する生活相談員、支援員及び看護職員

イ 軽費老人ホームに勤務する職員のうち、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「軽費老人ホーム運営基準」という。）に規定する生活相談員及び介護職員

(補助金の交付を受けられることができる者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、柏市内に養護老人ホーム又は軽費老人ホームを設置し、及び経営する社会福祉法人とする。

(対象事業及び対象経費)

第4条 補助金交付の対象とする事業(以下「対象事業」という。)は、養護老人ホーム運営基準第12条又は軽費老人ホーム運営基準第11条の規定により配置すべき職員の最低限の人数の生活指導員等を雇用する養護老人ホーム又は軽費老人ホームにおいて、さらに次の各号のいずれかに該当する者を雇用することとする。

(1) 一つの養護老人ホーム又は軽費老人ホーム(以下これらを「施設」という。)においてのみ勤務し、かつ、他の職業に従事していない生活指導員等(以下「常勤職員」という。)

(2) 養護老人ホーム運営基準第12条又は軽費老人ホーム運営基準第11条に規定する職員の配置基準について常勤換算方法(養護老人ホーム運営基準第12条第4項又は軽費老人ホーム運営基準第11条第3項に規定する常勤換算方法をいう。)による換算が認められている職種において、常勤職員以外の各生活指導員等に係る勤務条件の勤務時間の合計時間が、当該施設の勤務条件で定める常勤職員が勤務すべき1週間当たりの時間数(当該時間数が32時間を下回る場合にあっては、32時間)以上の時間である場合における常勤職員以外の当該生活指導員等

(3) 養護老人ホーム運営基準第12条又は軽費老人ホーム運営基準第11条に規定する職員の配置基準について常勤換算方法による換算が認められていない職種において、1日6時間以上、かつ、1か月に20日以上で勤務する勤務条件で勤務する常勤職員以外の生活指導員等

2 補助金の対象とする経費(以下「対象経費」という。)は、定員が50人未満の施設にあっては対象事業に係る生活指導員等1人(対象事業が前項第2号の場合にあっては、常勤換算方法により換算された生活指導員等1人分)の雇用に要する経費とし、定員が50人以上の施設にあっては対象事業に係る生活指導員等2

人（対象事業が前項第2号の場合にあつては、常勤換算方法により換算された生活指導員等2人分）の雇用に要する経費する。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、対象経費の10分の10以内の額とする。

2 前項の場合において、補助金の額は、対象事業に係る生活指導員等1人につき当該対象事業が行われた日の属する年度の前の年度に属する3月31日において施行されている柏市一般職職員給与条例（昭和30年柏市条例第13号。以下「前年度柏市一般職職員給与条例」という。）別表第1再任用職員以外の職員の項19の目1級の欄に規定する給料の額（以下「給料額」という。）に当該生活指導員等を雇用した月数を乗じて得た額（6月又は12月に雇用している場合にあつては、給料額に当該生活指導員等を雇用した月数を乗じて得た額と、給料額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を、合算して得た額）を限度とする。ただし、対象事業に係る生活指導員等を雇用した日数が1か月に満たない月に係る補助金の額は、給料額を当該月に含まれる日の数で除して得た額に当該雇用した日数を乗じて得た額を限度とする。

(1) 対象事業に係る生活指導員を6月に雇用している場合 次に掲げる割合を合算した割合

ア 前年度柏市一般職職員給与条例第21条第2項に規定する6月に支給する期末手当の額を算出する場合において使用する期末手当基礎額に乗じる割合

イ 前年度柏市一般職職員給与条例第22条第2項第1号に規定する勤勉手当の上限の額を算出する場合において使用する期末手当基礎額、扶養手当の月額及び地域手当の月額の合算額に乗じる割合

(2) 対象事業に係る生活指導員を12月に雇用している場合 次に掲げる割合を合算した割合

ア 前年度柏市一般職職員給与条例第21条第2項に規定する12月に支給する期末手当の額を算出する場合において使用する期末手当基礎額に乗じる割合

イ 前年度柏市一般職職員給与条例第22条第2項第1号に規

定する勤勉手当の上限の額を算出する場合において使用する
期末手当基礎額，扶養手当の月額及び地域手当の月額の合算
額に乗じる割合

(申請書添付書類)

第6条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は，次
に掲げるものとする。

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 事業費算出内訳表
- (3) 収支予算書（見込書）抄本
- (4) 対象事業に係る生活指導員等の雇用の予定を証する書類
(標準処理期間)

第7条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する
標準的な期間は，30日とする。

(実績報告書添付書類)

第8条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は，次に掲
げるものとする。

- (1) 支出済額内訳表
- (2) 収支決算（見込）書抄本
- (3) 対象事業に係る生活指導員等の雇用を証する書類
(実績報告書提出期限)

第9条 実績報告書の提出期限は，3月31日までとする。

(概算払)

第10条 市長は，必要があると認めるときは，補助金を概算払に
より交付することがある。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に
定める。

附 則

この要綱は，平成20年4月30日から施行し，同月1日から適
用する。

附 則

この要綱は，平成20年12月2日から施行し，同年4月1日か

ら適用する。

附 則

この要綱は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 23 年 9 月 1 日から施行する。